

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月29日	
条例の題名	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例	公 布 日	平成13年12月25日	
条例番号	平成13年三重県条例第66号	直近改正日	平成20年3月26日	
所管部局課	総務部人事課	電 話 番 号	059-224-2103	
条例の概要	公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項、第9条、第10条第1項及び第2項並びに第12条第1項の規定に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものである。	条例の 類型	委任型	
視点	項 目	回 答	検 討 内 容	
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律で定められているとおり、地方公務員の公益法人等への派遣は、公益的法人等の業務の円滑な実施の確保等を通じて、地域の振興、住民の生活の向上等に関する地方公共団体の諸施策の推進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的としており、派遣者の給与等の処遇について定めている本条例の必要性、妥当性は、現在も今後も変わるものではない。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	同上	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	条例に定める内容は、派遣者の様々なケースを想定した処遇等に関する内容であるため、様々な事務が定められているが、条例で求められたいずれも必要なものである。	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし		
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律で、条例で定めることとされている。	
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項、第9条、第10条第1項及び第2項並びに第12条第1項	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい		
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	他自治体の裁判で違法とされた事務手続があり、同判決を受けて全国的に手続の見直しが行われ、当県でも平成22年に見直しを行った。	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい		
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい		
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい		
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律で、条例で定めることとされている。	
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい		
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい		
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい		

公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。		はい		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。		はい		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。		はい		
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。		該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。		はい		
点検・見直し結果	改正・廃止の必要はない	理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
		現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。			無